

社会教育人材・施設について

令和6年9月30日(月)

文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課

社会教育とは？

○**地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営み**という性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要。

○地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、**社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。**

※第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

【社会教育に関する法律の規定】

教育基本法（平成18年法律第120号）

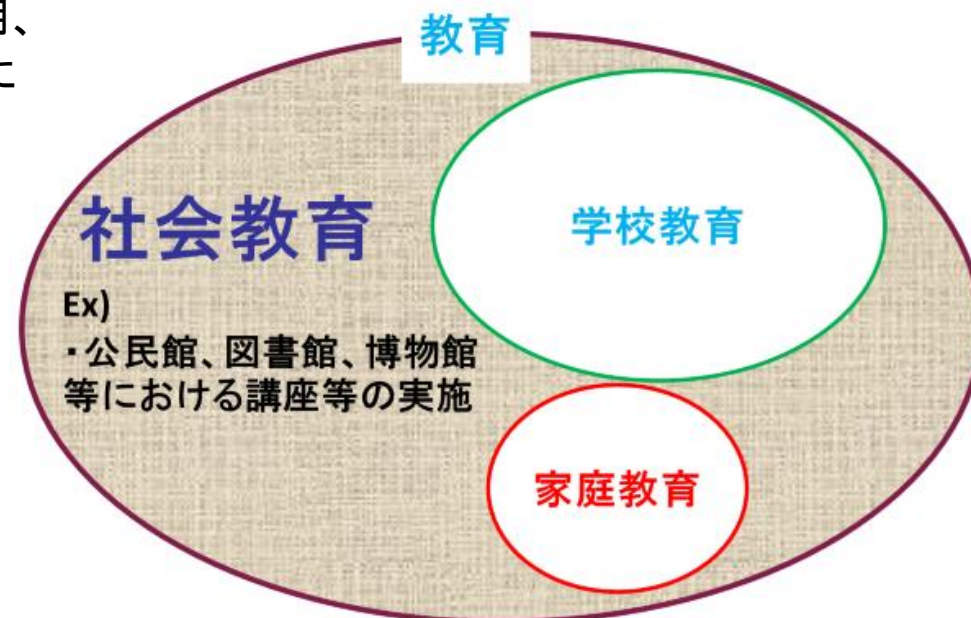
（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。





私たちのまちや暮らしにある様々な課題。
その課題の解決に向けて、地域に暮らすみなさんを支えるのが
「社会教育士」です！



社会教育士って知っていますか？

詳しくは特設サイトへ



社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

社会教育士取得へのステップ



こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員

どの部署の職員にとっても必要な地域のニーズに寄り添い、地域住民と協働していくための専門的スキルが身につきます。つまり、全ての行政職員におすすめです！



NPOに所属する人

地域づくりや地域の課題解決に取り組む方には欠かせない、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学び」のスキル・ノウハウが体系的に身につきます。



企業

企業が地域とともに持続的に発展していけるよう、地域の課題解決やSDGsの推進にも積極的に関わっていきたいという方、特に企業のCSR担当の方におすすめです。



学校の教職員

子供の主体的・対話的で、探究的な学びの場や、社会に開かれた学校づくりを進めていくために、地域の人と連携したいと思っている方におすすめです。



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

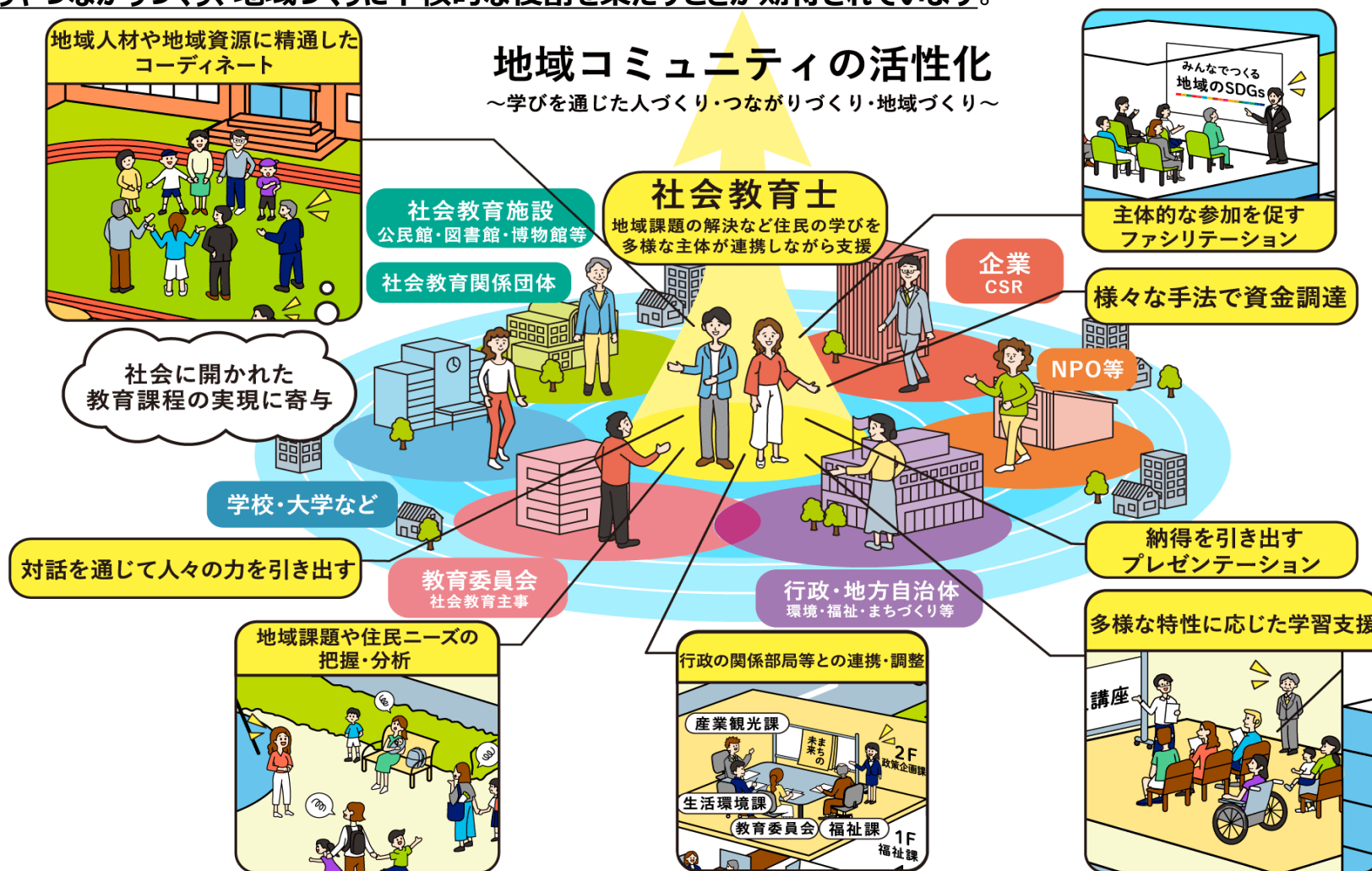
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



詳しくはこちら↓



福祉分野における社会教育との連携事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

社会福祉士



社会教育

(東京都小金井市)

社会福祉士の役割・業務

- 社会的包摂の実現のために、地域住民が地域や自身の抱えている問題を課題化できるよう支援し、ウェルビーイングを高めるよう、地域住民や地域団体に働きかける。
- 生活課題を抱えている地域住民が、自ら支援を求めることが難しい場合、専門機関や地域資源である他団体と連携及び調整し、アウトリーチにつなげる。

社会教育（士等）の視点

- 公民館を学び合いを通じた地域づくりの拠点と捉え、講座の中だけでなく生活の中でもつながれるよう地域の関わりを促進
- 地域の多様な世代や組織をつなげることで、地域の協働・連携を促進するとともに、話し合い・学び合いの中での気付きも促進する

具体的取組・活動

- 地域包括ケアシステムを考える会議で公民館と連携できないかと考え、「高齢者になるとおこりうること」啓発パンフレットづくり検討会が立ち上がる
- 検討会には地域住民をはじめ、金融機関、社会福祉協議会など、それぞれの立場でできることが共有され、他機関との連携や地域住民の参画による地域コミュニティ基盤が創出
- 多様な世代による交流の中で、高齢者のお金の管理をテーマにした創作劇「さちどん」を若者による自主講座としてコーディネート



他の福祉分野の事例についてはこちらからご覧ください。

福祉



社会教育士

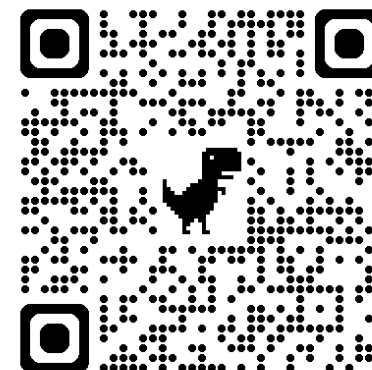


[島根県]

浜田のまちの縁側 代表

栗栖 真理さん

「健康づくりはまちづくり」
地域福祉を支える社会教育



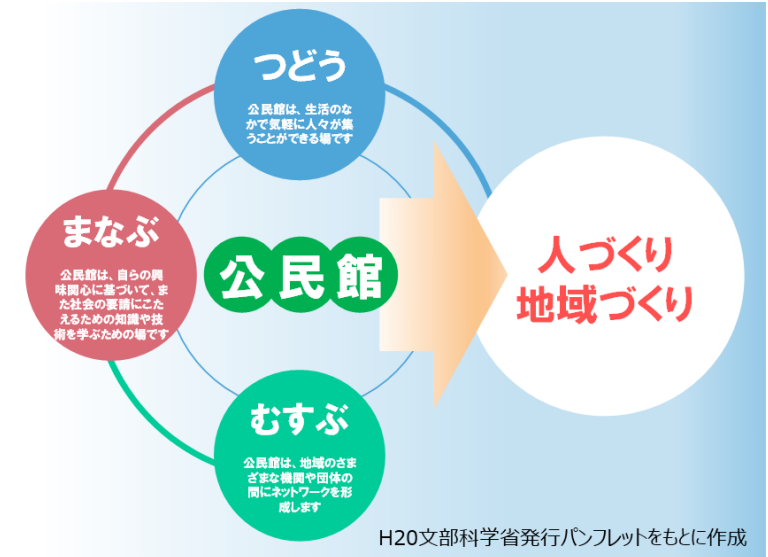
公民館の概要

1.事業の目的、内容

- 社会教育法第20条に規定する、市町村その他一定区域内の住民のために、
実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教
養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増
進に寄与することを目的とする社会教育施設。

2.設置及び運営主体

- 市町村及び公民館設置の目的をもって設立された一般社団法人又は一般財
団法人



3.設置状況

- 全国 13,163館
(市(区)立 9,282館 (81.7%)、町立 3,272館 (79.4%)、村立 607館 (72.1%)、法人立 2館)
(令和3年度「社会教育調査」(令和3年10月1日時点)、カッコ内は設置している自治体の割合)

4.公民館をめぐる直近の動き

- 第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性として、公民館等におけるデジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びの提供等、デジタルデバイドの解消に向けた取組の充実と社会教育施設の機能強化、社会教育士の公民館等への配置による活動の活性化について記載されている。
- また、社会教育人材部会における「社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）」(令和6年6月)においても、公民館等の社会教育施設への社会教育士の積極的な配置促進などについて記載されている。

【公民館事例】学習成果をコミュニティの活性化・まちづくりにつなげる取組（愛媛県新居浜市）

＜泉川地域の課題＞

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

新居浜市泉川公民館（愛媛県）



- 地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、「泉川まちづくり協議会」を設立。
- 公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の事務局としてコーディネート役を担う。

泉川まちづくり協議会

○ 生涯学習部会

- ・各部会が地域課題を解決するために、地域住民が啓発したい内容を持ち寄り、「泉川ふるさと塾」を開設。

○ 安全安心部会

- ・児童と住民と一緒に安全マップの作成
- ・児童と登下校の見守り隊と一緒に遠足
- ・消防団と連携した防災訓練の実施 等

○ 子ども支援部会

- ・地域学校支援本部の活動
- ・読み聞かせ活動 等



学習と実践を繋ぐ

○ 地域福祉部会・健康づくり部会

- ・食生活改善を目指した親子健康料理教室
- ・健康増進のための「泉川健康体操」
- ・医療費削減を目指したウォーキングの実施 等

○ 環境美化部会

- ・地域の花いっぱい運動の実施 等



人づくり＋地域づくり

（出所）新居浜市教育委員会資料をもとに文部科学省作成

【公民館事例】障害の有無に関わらず、共に学ぶ社会的包摂の生涯学習（東京都国立市）

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者の居場所づくりや社会参加支援の取組を実施。実践の観点として、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無に関わらない活動”を志向。
- “障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”として、公民館が中核になって活動を推進。



公民館内の「喫茶わいがや」

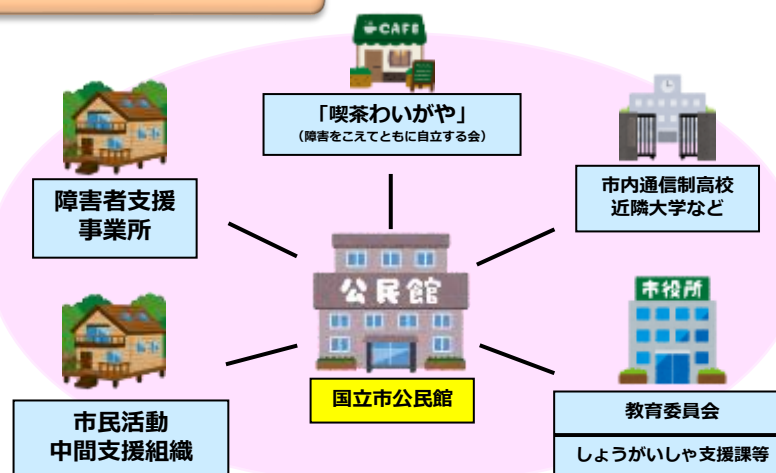
具体的な取組と工夫

- 公民館事業の障害者青年学級（「しょうがいしゃ青年教室」）、若年層を対象とした「青年講座」、市民グループが運営する公民館内の「喫茶わいがや」の取組が連動しながら、障害の有無に関わらず共に学び合い、活動する枠組みを構築。
- これまでの活動は、主に知的障害のある若者を包摂する活動が中心だったが、令和5年度からは国立市内の市民活動支援団体である（一社）眞山舎が主催し、公民館、障害者支援の関係者等と協働して、精神障害や発達障害、精神疾患などの理由から生きづらさをもつ人たちを包摂して地域で共同することを目指した「リカバリーの学校@くにたち」の取組がスタート。
- このプロジェクトの取組のひとつ、ダイバーシティサッカーでは、障害の有無にかかわらず、コート設営等の準備段階から共に取り組み、活動中は互いに声を掛け合いながら、運動が苦手な人も含め参加者全員が楽しめるような対話が大事にされている。
- その他、対話をキーワードにした講座の開催や参加者の発意から生まれる自主的な活動も支援。

取組の成果と課題

- 障害などの有無に関わらず同じ空間でスポーツやレクリエーションなどの楽しさを共有。こうした文化的な活動を通じた共生の学びの継続的な取組を展開。
- 多様な人々が集まる公民館を拠点に、お互いの理解を促す対話や学びを推進し、共生の理念の地域実装を目指す。

実施体制



誰もが共に楽しむ
ダイバーシティサッカー



対話をキーワードにした講座

※国立市H P 資料等を元に文部科学省が作成

【公民館事例】孤独・孤立化防止など社会的包摂に向けた取組

公民館カレーの日【佐賀県佐賀市立楯誘公民館】

- 毎月10日を「カレーの日」として、公民館の各サークル、まちづくり協議会の部会が順番でカレーを作り、地域住民がカレーを食べながらおしゃべりする場を提供している。

うどん亭つどい【岡山県岡山市立西大寺公民館】

- 公民館主催の「うどん作り講座」の受講修了生と連携して、毎月1回「うどん亭つどい」を開店し、うどんと旬の野菜の天ぷらをふるまっている。開店の日には、多様な人が集まり、新たなつながりづくりや交流の場となっている。地域の福祉施設などへの出張ボランティアなど活動が広がっている。

外国人親子が参加できる取組【埼玉県蕨市中央公民館】

- 公民館でボランティアによる日本語教室を行い、外国人親子等に学習の場を提供。学習の場としてだけでなく、子育てに関する情報交換やゴミ捨てなど生活ルールを知る場にもなっている。

平成26年度は約90回開催。約750名の外国人親子等が参加。

- ◆ 来日したばかりで日本語を知りたい
- ◆ 小学校に行く前にひらがなを勉強したい
- ◆ 高校受験の面接の練習
- ◆ 予防接種や保育園など子育て情報を得たい
- ◆ ごみ捨てなど地域の生活ルールを知りたい



（「学びを通じた地方創生コンファレンス」での事例発表や優良公民館表彰館の取組から抜粋）

社会の変化に対応した学習機会の提供 -公民館における認知症予防等の取組事例-

○千葉県茂原市

平成26年から福祉部局と連携し、民間教育事業者(KUMON)が開発した認知症予防プログラムを実施。

民間教育事業者との連携



(写真) 千葉県茂原市



[学習療法センターの紹介](#) | [よくある質問](#)

[導入済み施設・団体の方](#)

[ログイン](#)



[学習療法](#)

[脳の健康教室](#)

[導入を検討する](#)

[学習療法に関わる 資格一覧](#)

[学習療法パートナー](#)

私たちは、「学習療法」によって
認知症の維持・改善をはかるとともに、
「脳の健康教室」によって認知症の
予防をめざしています。

[詳しく見る](#)



(写真) KUMON学習療法センターホームページ